

らです。

先日もこんな事例がありました。――

2010年9月、鹿児島市交通局の路線バス運転者が、大型2種免許の有効期限が過ぎて失効していたのに気づかないまま2日間無免許運転をしまい、給与減額の懲戒処分を受けたうえ、同交通局も九州運輸局からバス40日車の使用停止処分を受けました。免許の失効は、運転者個人の問題に終わらず、事業の遂行にも大きな影響を与えます。

また、ある運送会社で、普通運転免許をウっかり失効したことに気づいた運転者が、慌てて再取得にいき、何とか無免許運転は免れたと思ったのですが、以前の普通免許は車両総重量8トン未満の中型トラックを運転できる8トン限定の旧免許であったのに対し、失効後に取得した新普通免許では中型トラックを運転できなくなっていました。

しかし、本人はそのことを知らず、運行管理者も旧免許の失効に気づいていなかったため、中型の社有車をそのまま運転して無免許運転で摘発を受けたという例もあります。

◎毎月、免許更新時期を確認して管理しよう

一般企業でもウっかり失効による無免許運転を防ぐことが重要です。運転者台帳に免許証の種別、有効期限などを明記するとともに、誰の免許がいつ更新時期を迎えるか管理者サイドですぐわかるように、免許管理の「見える化」を図ることが大切です。

ある事業所では、免許更新一覧表により、毎月、更新期間が始まる運転者に有効期限が近づいていることを伝えて念を押すとともに、更新した免許証のコピーを必ず期限内に提出してもらい、ウっかり失効を防いでいるということです。

現場でも朝礼などで定期的に免許証の携帯を確認し、その際、免許証の期限などをチェックすることが大切です。

■事業所での飲酒運転防止対策（2）

前回に続いて、各社の飲酒運転対策を紹介します。

『その3ー運転経歴証明書を年1回申請する』

ある事業所では、土・日曜日など私用運転での飲酒運転を防止するために、マイカーを所有している者は全員、本人の了解をとって年1回運転経歴証明書を申請しています。

このとき、酒気帯び運転などの違反が見つければ、懲罰委員会に諮られ、過去の違反状況などを勘案して処分が決められますが、いちばん厳しい場合は懲戒解雇処分となります。

『その4ー誓約書に職場の仲間の印鑑を押してもらい提出』

ある事業所では、会社主催で慰労会などを催す場合は、マイカー通勤者には「飲酒運転をしない」という誓約書を出させていますが、その誓約書には職場の仲間の全員の印鑑を貰うようになっています。

こうしておく、職場の仲間が飲酒をすすめることはありませんし、逆に「車で来ているので、早く帰れよ」と言ってくれるからです。

※シンク出版では飲酒習慣の危険度をチェックし、飲酒運転の防止を図る「飲酒習慣の危険度チェック」を発売中です。

詳しくは・・・<http://www.think-sp.com/%E5%87%BA%E7%89%88%E7%89%A9%E3%81%AE%E3%81%94%E6%A1%88%E5%86%85/>